

# 脳・心臓疾患等、精神疾患等に係る労災補償の状況

## ○脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況 （件）

| 区 分    |      | 年 度    |        |        |        |        |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        |      | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 脳・心臓疾患 | 請求件数 | 493    | 617    | 690    | 819    | 705    |
|        | 認定件数 | 81     | 85     | 143    | 317    | 312    |
| うち死亡   | 請求件数 | —      | —      | —      | —      | 306    |
|        | 認定件数 | 48     | 45     | 58     | 160    | 157    |

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。
- 2 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。
- 3 平成13年12月に脳・心臓疾患の認定基準が改正されている。
- 4 平成14年度以前の死亡に係る請求件数については把握していない。

## ○精神障害等の労災補償状況 （件）

| 区 分              |      | 年 度    |        |        |        |        |
|------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  |      | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 精神障害等            | 請求件数 | 155    | 212    | 265    | 341    | 438    |
|                  | 認定件数 | 14     | 36     | 70     | 100    | 108    |
| うち自殺<br>(未遂を含む。) | 請求件数 | 93     | 100    | 92     | 112    | 121    |
|                  | 認定件数 | 11     | 19     | 31     | 43     | 40     |

- 注) 1 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。
- 2 平成11年9月に精神障害等の判断指針が策定されている。

### 【複数就業者について】

- 複数就業者数（本業が雇用者であり、かつ、副業が雇用者である者の数）の推移

|    | 昭和62年 | 平成4年 | 平成9年 | 平成14年 |
|----|-------|------|------|-------|
| 男性 | 383   | 473  | 483  | 399   |
| 女性 | 167   | 284  | 409  | 416   |
| 合計 | 550   | 757  | 892  | 815   |

※1 単位：千人

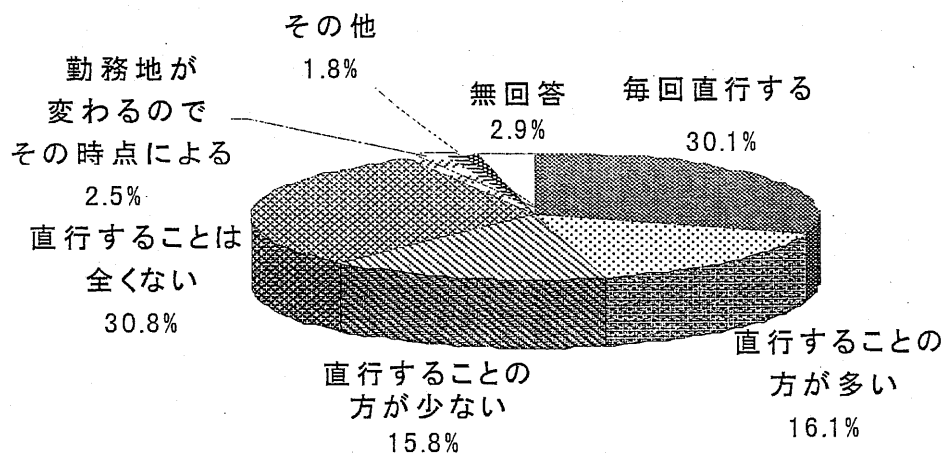
2 資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」

- 複数就業者の本業の就業上の地位

|               |       |
|---------------|-------|
| 正規の職員・従業員     | 219千人 |
| 会社などの役員       | 180千人 |
| パート           | 165千人 |
| アルバイト         | 145千人 |
| 契約社員・嘱託       | 56千人  |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 19千人  |
| その他           | 29千人  |

資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」

- 複数就業者の移動の態様



資料出所：複数就業に係る通勤災害制度創設のための調査研究（平成13年、三和総合研究所）

## 【単身赴任者について】

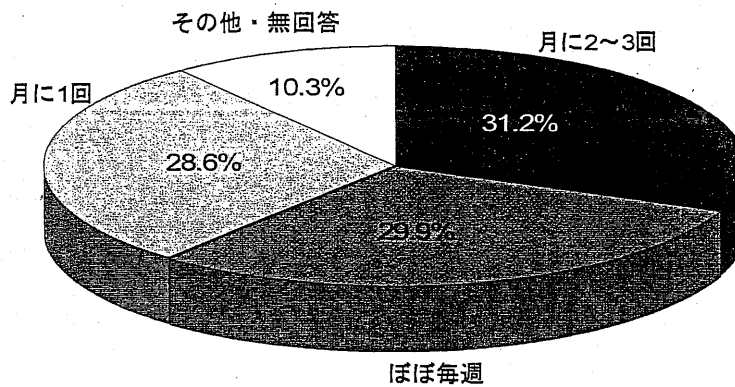
○ 単身赴任者数（雇用者で、単身、かつ、有配偶者である者の数）

|    | 昭和62年 | 平成4年 | 平成9年 | 平成14年 |
|----|-------|------|------|-------|
| 男性 | 419   | 481  | 688  | 715   |
| 女性 | -     | -    | 103  | 119   |
| 合計 | -     | -    | 791  | 834   |

※1 単位：千人

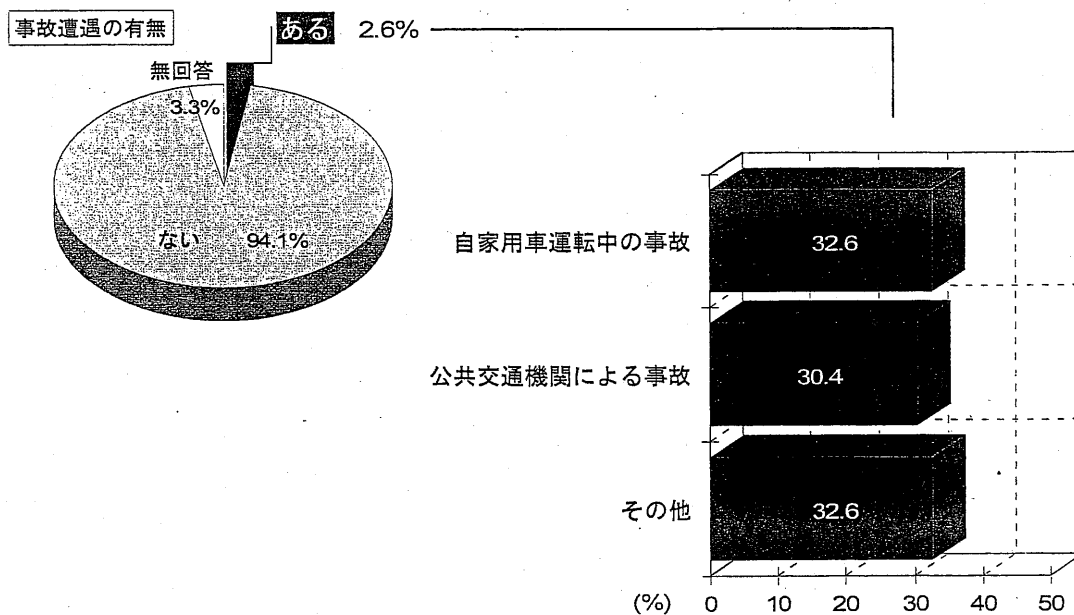
2 資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」

○ 単身赴任者の帰省頻度



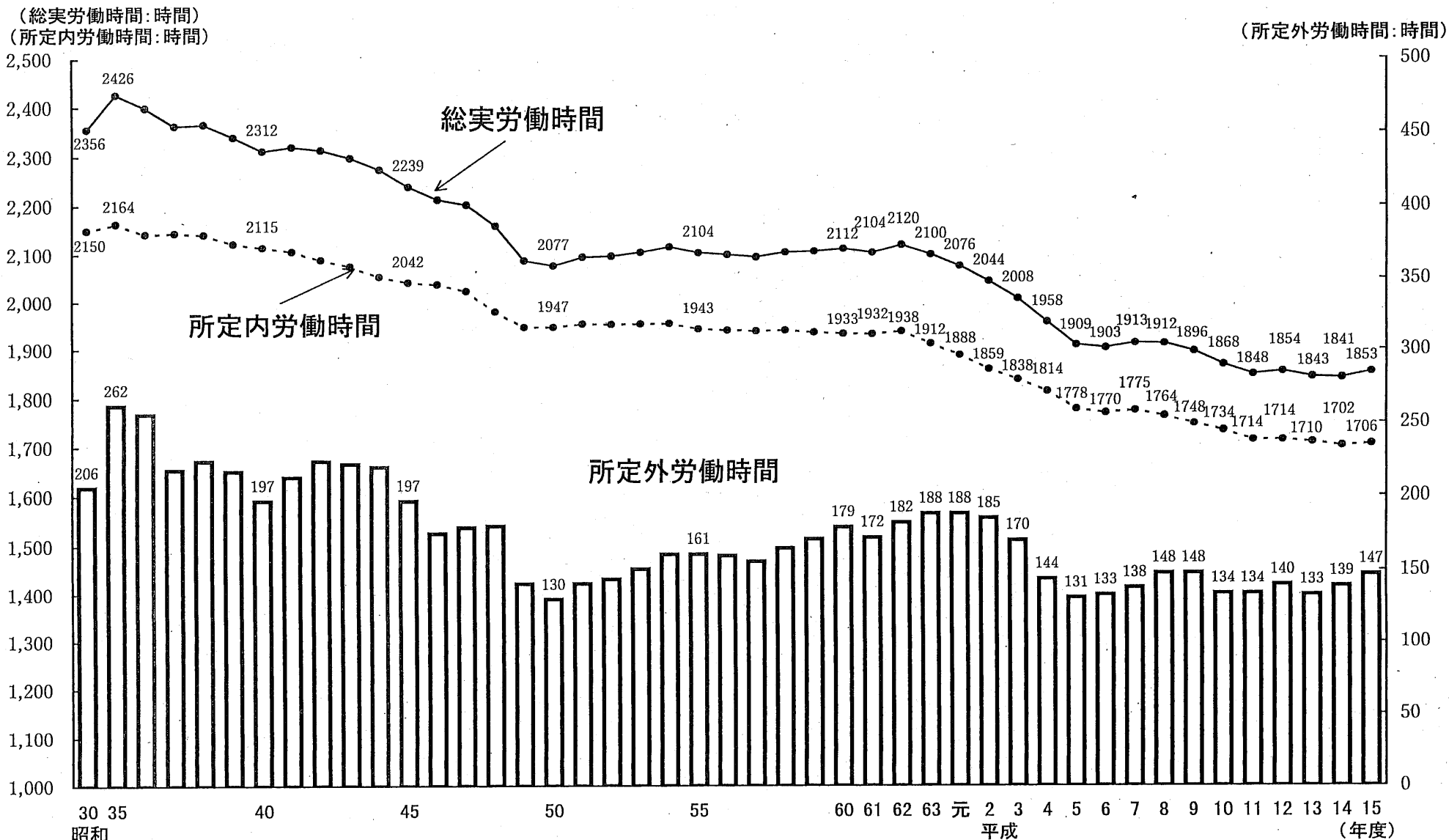
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

○ 遭遇した事故の形態



資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

# 労働者1人平均年間総実労働時間の推移(年度、確報)



資料出所:「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)

- (注) 1 事業所規模30人以上。
- 2 数値は、年度平均月間値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したものである。
- 3 所定外労働時間は、総実労働時間から所定内労働時間を引いて求めた。
- 4 昭和58年以前の数値は、各月次の数値を合算して求めた。

## 労働時間の長短二極化

週の労働時間が「35時間未満の者」及び「60時間以上の者」の全体に占める割合がともに増加する一方、「35時間以上60時間未満の者」の割合が減少しており、労働時間の長短二極化が進行している。

特に、30代の男性で週の労働時間が60時間以上の割合が高くなっている。

|           | 平成5年   | 平成15年  | 差        |
|-----------|--------|--------|----------|
| 週35時間未満の者 | 929万人  | 1259万人 | +330万人   |
|           | 18.2%  | 24.1%  | +5.9ポイント |
| 週35時間以上～  | 3625万人 | 3308万人 | ▲317万人   |
| 週60時間未満の者 | 71.1%  | 63.4%  | ▲7.7ポイント |
| 週60時間以上の者 | 540万人  | 638万人  | +98万人    |
|           | 10.6%  | 12.2%  | +1.6ポイント |
| 合計        | 5099万人 | 5220万人 | +121万人   |

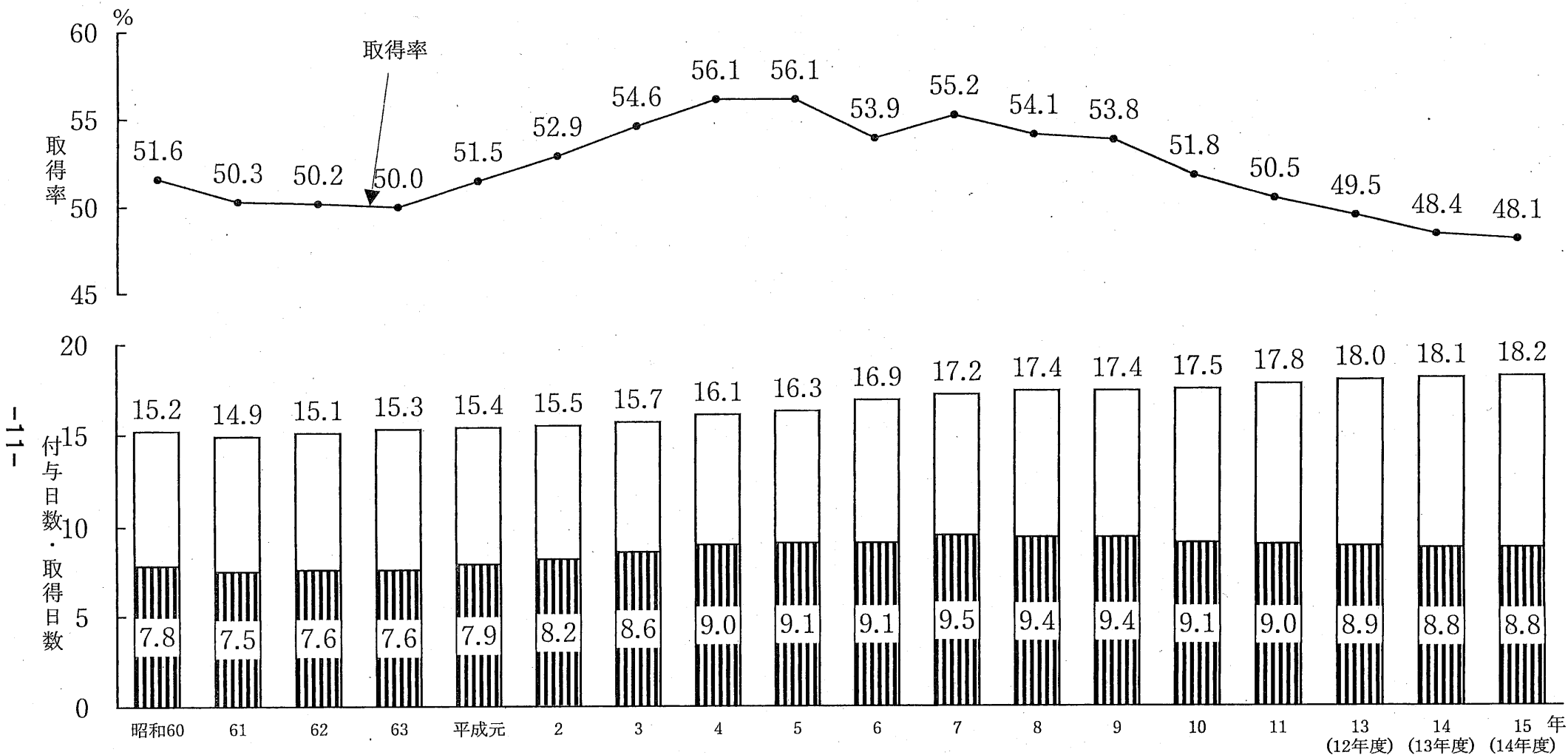
### 30代男性で週労働時間60時間以上の者の比較

|           | 平成5年  | 平成15年 | 差        |
|-----------|-------|-------|----------|
| 週60時間以上の者 | 153万人 | 196万人 | +43万人    |
|           | 20.3% | 23.7% | +3.4ポイント |

※ 資料出所：総務省「労働力調査」

※ 資料は雇用者の数値を基に作成。ただし、「30代男性で週労働時間60時間以上の者の比較」で用いている数値は、雇用者のみに基づくデータが得られないため、雇用者だけでなく自営業主等を含んだ就業数を基に作成。

労働者1人平均年次有給休暇の取得状況(調査産業計、企業規模30人以上)



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

- (注) 1) 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。  
 2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。  
 3) 「取得率」は、全取得日数/全付与日数×100(%)である。

厚生労働省発表  
平成16年12月27日

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部計画課  
課長 中沖 剛  
課長補佐 木下正人  
電話番号 03-5253-1111  
(内線 5478)  
夜間直通 03-3502-6753

#### 労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」

労働政策審議会（会長 西川俊作 慶應義塾大学名誉教授）は、安全衛生分科会（分科会長 櫻井治彦 慶應義塾大学名誉教授）において検討を行った結果、本日、別添のとおり、厚生労働大臣に対し、「今後の労働安全衛生対策について」の建議を行った。

厚生労働省としては、この建議の趣旨に沿い、次期通常国会への法案提出に向け、法案要綱を作成し、同審議会に諮問する予定である。

(別添)

労 審 発 第 1 9 0 号

平成16年12月27日

厚生労働大臣

尾 辻 秀 久 殿

労働政策審議会

会 長 西 川 俊 作

今後の労働安全衛生対策について（建議）

本審議会は、標記について、下記のとおり結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別紙の安全衛生分科会の報告のとおり。